最終更新日：2015年12月22日
明和産業株式会社
代表取締役社長　山邉福二郎
問合せ先：情報管理グループ
証券コード：8103
http://www.meiwa.co.jp

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

Ⅰ コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方 更新

当社グループは、「明光和親」を企業理念とし、公正明朗を旨とした企業活動により事業を通じて広く社会に貢献する事業体の実現を目指すという理念のもと企業価値の向上を図ることが、全てのステークホルダーの期待に応えるものと認識し、経営の健全性、透明性、効率性を確保する基盤として、コーポレート・ガバナンスの強化を経営の重要課題としております。
また、当社グループのコーポレートガバナンスに関する基本的な枠組み・指針として、「コーポレートガバナンス・ガイドライン」を制定いたしました。持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に資する、実効性のあるコーポレートガバナンスの構築に努めてまいります。
※「コーポレートガバナンス・ガイドライン」につきましては、当社ウェブサイトをご参照ください。
（http://www.meiwa.co.jp/csr/index.html）

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】 更新

【補充原則1-2-4　プラットフォーム・招集通知英訳】
現時点では、議決権行使に大きな支障はないものと考えているため、議決権の電子行使プラットフォームは採用しておりません。招集通知の英訳については、内容の正確性担保のための策定期間と、現状の外国人株主様の議決権行使状況に特に問題はないと認識しているため、実施しておりません。今後につきましては、議決権行使状況及び機関投資家や海外投資家比率などの動向により、必要に応じて検討してまいります。

【原則1-4　政策保有株式】
当社は、取引関係の維持・強化による将来的な事業の発展と企業価値の向上を目的として、いわゆる政策保有株式を保有しております。政策保有株式は、当社の将来的な企業価値の向上を目指す上で総合的かつ中長期的な観点からの保有意義が認められる場合についての再検証を実施する中で、経営判断において行うこととしておりますが、取締役会において定期的な説明は行っておりません。主要な政策保有株式についての保有のねらい・合理性についての具体的な説明を、今後、2016年3月期より決算毎に取締役会にて行う予定です。
また、議決権の行使にあたっては、総合的かつ中長期的な観点から当社の企業価値の向上につながり、適切なコーポレートガバナンス体制が堅持される限りにおいて、当該発行会社の方針を尊重することを基本方針として賛否を決定しております。

【原則3-1(5)　経営陣の選任・指名理由】
役員の選任にあたっては、株主総会の選任議案に、個々の略歴ならびに重要な兼職の状況などを記載しており、社外役員については選任理由の記載を行っております。今後、2016年6月開催予定の定時株主総会への役員選任議案より、全ての役員候補について、選任理由を記載し説明します。

【補充原則3-2-1　外部会計監査人の評価】
監査役会は、会計監査人による適正な監査の確保のために、従来より会計監査人の行う監査が適正であるかどうかの監査を行うとともに、現任の会計監査人が適正な監査の実施の観点から問題がないか、また、監査の適正性をより高めるために会計監査人の変更が妥当であるかどうかなどを判断しておりますが、これらの判断基準については必ずしも明文化されてはおりません。2016年6月に開催予定の定時株主総会より、会計監査人の解任または不再任に関する議案の決定の際に会計監査人の独立性および専門性について新たな基準に照らして確認を実施するために、監査役会において会計監査人候補の選定の際の評価基準を策定します。

【補充原則4-2-1　業績連動報酬・株式報酬】
業務執行取締役の報酬は、金銭報酬として固定報酬と前期の業績連動報酬及び個人評価により設定しており、取締役以外の経営陣については、資格及び個人評価に基づく月例給与と前期業績に基づく賞与により構成しております。中長期的な業績連動や自社株報酬など、健全なインセンティブが機能する仕組みにつきましては、今後、必要に応じて検討してまいります。

【原則4-8　独立社外取締役の有効活用】
社外取締役の有用性については十分に認識しており、社外取締役の活用はコーポレートガバナンスを適正に機能させ、実効性のある体制の確立に資すると判断しております。現時点では、独立社外取締役は1名のみですが、今後、さらなるコーポレートガバナンスの強化を図るため、独立社外取締役の複数名選任について検討してまいります。

【補充原則4-11-3　取締役会の実効性分析・評価】
現時点では、取締役会の実効性に関する定期的な分析・評価は実施しておりません。今後、取締役会の機能の向上を図るため、各取締役による自己評価も含めた分析・評価の方法を策定し、定期的に分析評価の方法および結果の概要を開示するよう検討してまいります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】 更新

特定の事項を開示すべきとする原則の開示については、以下のとおりです。なお、「コーポレートガバナンス・ガイドライン」は、当社ウェブサイトに掲載しております。（http://www.meiwa.co.jp/csr/index.html）

【原則1-7　関連当事者間の取引】
「コーポレートガバナンス・ガイドライン」第一章をご参照ください。

【原則3-1　情報開示の充実】
(1)経営理念・戦略・計画
　当社の企業理念ならびに中期経営計画を、当社ウェブサイトに掲載しております。
　企業理念　　(http://www.meiwa.co.jp/company/philosophy.html)
　中期経営計画　(http://www.meiwa.co.jp/ir/strategy/medium.html)
(2)コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方と方針
　本報告書の「１－１．基本的な考え方」に記載のとおりです。
(3)取締役報酬決定の方針と手続
(4)取締役選任・指名の方針と手続
　「コーポレートガバナンス・ガイドライン」第三章をご参照ください。

【補充原則4-1-1　経営陣に対する委任の範囲】
【補充原則4-11-1　取締役会のバランス・多様性・規模】
【補充原則4-11-2　役員の上場会社役員の兼任状況】
【補充原則4-14-2　役員のトレーニング方針】
「コーポレートガバナンス・ガイドライン」第四章をご参照ください。

【原則4-9　独立社外取締役の独立性判断基準・資質】
「コーポレートガバナンス・ガイドライン」第四章および別紙1「社外役員の独立性基準」をご参照ください。

【原則5-1　株主との建設的な対話に関する方針】
「コーポレートガバナンス・ガイドライン」第五章および別紙2「株主との建設的な対話に関する方針」をご参照ください。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%以上20%未満

【大株主の状況】更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
三菱商事株式会社	13,806,291	33.05
三菱化学株式会社	4,079,850	9.77
旭硝子株式会社	3,849,100	9.21
東京海上日動火災保険株式会社	1,557,292	3.73
明治安田生命保険相互会社	1,463,804	3.50
BBH　FOR　FIDELITY　LOW－PRICED　STOCK　FUND	1,433,400	3.43
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社	1,235,500	2.96
株式会社三菱東京UFJ銀行	956,800	2.29
三菱UFJ信託銀行株式会社	840,000	2.01
日本証券金融株式会社	795,400	1.90

支配株主(親会社を除く)の有無	―――
親会社の有無	なし

補足説明

―――

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	3 月
業種	卸売業
直前事業年度末における(連結)従業員数	100人以上500人未満
直前事業年度における(連結)売上高	1000億円以上1兆円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

―――

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

―――

Ⅱ 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	10 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	7 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	1 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	1 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
南　　敏文	弁護士											

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
c　上場会社の兄弟会社の業務執行者
d　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
e　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
f　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
g　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
h　上場会社の取引先（d、e及びfのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
i　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
j　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
k　その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
南　　敏文	○	該当はありません。	同氏は、法曹会における豊富な経験と極めて高い見識を有していることにより、当社のコーポレート・ガバナンスの強化に十分に貢献頂けると判断し、社外取締役として選任しております。また、独立性の基準及び開示加重要件に該当するものはなく、一般株主との利益相反が生じるおそれのないことから、独立役員として指定しております。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	5 名
監査役の人数	4 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役、会計監査人及び監査室は、四半期毎に会合を開催し、監査の計画・進捗状況・結果等について情報交換を行い、互いに説明・報告を行うことによって課題を共有しております。また必要に応じて、随時、情報交換を行っており、それぞれの監査に生かしております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	3 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	2 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)											
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
和田光弘	他の会社の出身者										○			
北島雅幸	他の会社の出身者									○	○			
木下勝也	他の会社の出身者										○			

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
c　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
d　上場会社の親会社の監査役
e　上場会社の兄弟会社の業務執行者
f　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
g　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
h　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
i　上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
j　上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
k　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
l　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
m　その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
和田光弘	○	同氏は、三菱化学株式会社の業務執行者であり、同社と当社との間には商品売買等の取引がありますが、両社の売上高に占める割合はそれぞれ2%未満であり、株主や投資家の判断に影響を及ぼすおそれはないと判断することから、概要の記載を省略します。	同氏は、内部監査部門における長年の経験により、業務監査に関する豊富な経験と知識を有しており、経営者及び特定の株主から独立した視点での監査・助言を行って頂くことが期待されております。また、独立性の基準及び開示加重要件に該当するものはなく、一般株主との利益相反が生じるおそれのないことから、独立役員として指定しております。
北島雅幸		同氏は、当社の主要株主である三菱商事株式会社の使用人です。	同氏は、三菱商事株式会社の業務執行者であり、商社の事業内容に精通しております。また、経理部門等における長年の経験により財務及び会計に関する相当程度の知見を有しており、同氏の経験を当社経営の監査及び監督に活かして頂きたく、社外監査役として選任しております。
			同氏は、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しており、当社業界に関する知識と企業

木下勝也	○	同氏は、旭硝子株式会社の業務執行者であり、同社と当社との間には商品売買等の取引がありますが、両社の売上高に占める割合はそれぞれ1%未満であり、株主や投資家の判断に影響を及ぼすおそれはないと判断することから、概要の記載を省略します。	活動に関する豊富な見識を有していることから、経営者及び特定の株主から独立した視点での監査・助言を行って頂くことが期待されております。また、独立性の基準及び開示加重要件に該当するものはなく、一般株主との利益相反が生じる恐れのないことから、独立役員として指定しております。

【独立役員関係】

独立役員の人数	3 名

その他独立役員に関する事項

―――

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	実施していない

該当項目に関する補足説明 更新

中長期的な業績連動や自社株報酬など、健全なインセンティブが機能する仕組みにつきましては、今後、必要に応じて検討してまいります。

ストックオプションの付与対象者	

該当項目に関する補足説明

―――

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況	個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

2014年度の取締役の報酬等の総額は、取締役8名に対し118百万円となっております。なお、総額には、2014年度に計上した役員退職慰労金引当金等5百万円が含まれております。なお、役員退職慰労金制度は、2014年6月27日開催の定時株主総会終結の時をもって廃止しております。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

取締役の報酬は、株主総会の決議により取締役全員の報酬総額の最高限度額を決定しております。各取締役の報酬は取締役会で決定しており、基本報酬を基準とし連結業績と各取締役の功績を総合的に勘案して決定しております。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

社外取締役に対しては取締役会事務局が、社外監査役に対しては監査役会事務局が、それぞれサポートしております。社外取締役には、取締役会・経営会議等の主要会議に係る開催案内及び資料の事前配布を行い、必要に応じて内容の事前説明を行うとともに、必要な情報については都度、報告を行っております。また、社外監査役には、監査役・取締役会・会計監査人監査報告会・決算概要説明会等の開催案内及び資料の事前配布を行い、経営会議等の審議結果や必要な情報については、都度、常勤監査役ならびに監査役会事務局より報告しております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

(1)取締役会
取締役会は、取締役7名(うち社外1名)で構成されており、監査役4名(うち社外3名)も出席しております。原則として毎月1回開催し、経営上の重要事項の決定と業務執行の監督を行っており、社外取締役及び社外監査役の専門的かつ公正な立場での視点を通じて、適切な意思決定と経営の監督の実現を図っております。

（2）業務執行
取締役、本部長及び場所長にて構成される経営会議を置き、毎月2回開催しており、業務執行に関する意思決定及び実施の迅速化を図っております。また、重要な事項については、経営会議にて決定後、取締役会の審議を経て決定しております。

（3）監査役監査
監査役は、社内出身の常勤監査役1名と、様々な分野に関する豊富な経験と知見を有する社外監査役3名の計4名で構成されております。常勤監査役は、財務及び会計部門における経験があり、監査役会の議長及び特定監査役を務めており、社外監査役は、それぞれ、業務監査、財務及び会計部門等における長年の経験を有しております。監査役の補助使用人として、2名の兼任スタッフが監査役を補佐する体制としております。
各監査役は監査役会で定めた監査の方針及び業務分担に従い、定期的に監査役会を開催するほか、毎月の取締役会に出席し、取締役の業務執行状況を厳正に監視しております。さらに、常勤監査役は、経営会議等の重要な会議に出席するとともに、必要に応じて取締役及び使用人から情報を聴取し、業務執行状況を監視しております。また、必要の都度、監査室と情報交換を行なうとともに、関係会社についてもグループ会社監査役連絡会を定期的に実施するなど、監査効率の向上に努めており、会計監査人からも定期的に会計に関する事項についての報告及び業務上の改善提案を受けており、監査の質的向上を図っております。

（4）内部監査
内部監査は、社長直轄の監査室を設置し、会社法及び金融商品取引法上の内部統制システムの整備・改善及び業務の遂行が、各種法令や当社の制度及び各種規定に準拠して実施されているか、効果的・効率的に行われているかなどについて調査を行い、指導・改善に向けた内部監査を行っており、定期的に社長に報告するとともに、重要事項については取締役会に報告しております。

（5）会計監査
会計監査人は有限責任監査法人トーマツを選任し、正確な経営情報を迅速に提供するなど、公正不偏な立場から監査が実施される環境を整備しております。2014年度において会計監査業務を執行した公認会計士の氏名及び監査業務に係る補助者の構成は、以下のとおりです。
・業務を執行した公認会計士の氏名（継続監査年数）　茂木浩之（4年）、西川福之（3年）
・監査業務に係る補助者の構成　公認会計士3名、その他　3名

（6）会計監査人の解任または不再任の決定の方針
当社の都合のほか、会計監査人が会社法・公認会計士法等の法令の違反・抵触した場合、及び当社の具体的な状況に応じた視点から監査能力・適格性が不適格と判断した場合、監査役会は、株主総会に会計監査人の解任または不再任の議案を上程します。また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められた場合は、監査役全員の同意に基づき監査役会が会計監査人を解任し、株主総会にて報告します。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、監査役設置会社形態を基礎として、独立性のある社外取締役及び社外監査役の選任による経営監督機能の強化や、経営会議の意思決定による業務執行の迅速化や効率化等により、経営の健全性と透明性を確保するため、現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択しております。

Ⅲ 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	例年、株主総会開催日の概ね3週間前に株主総会招集通知を発送しており、2015年６月26日に開催の株主総会招集通知につきましては、６月５日に発送しております。
その他	株主総会招集通知の全文を、発送日前に東京証券取引所及び当社ウェブサイト（www.meiwa.co.jp）に掲載しております。2015年６月26日開催の株主総会招集通知は、６月１日に掲載しております。

2. IRに関する活動状況 更新

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	情報開示基本方針を定め、当社ウェブサイト（www.meiwa.co.jp）に掲載しております。	
IR資料のホームページ掲載	決算情報、適時開示資料、有価証券報告書を始め、投資家の参考になる情報を当社ウェブサイト（www.meiwa.co.jp）に掲載しております。	
IRに関する部署（担当者）の設置	総務本部をIR担当部門とし、総務本部長が内部情報取扱責任者を務めております。また、IR活動は、総務本部情報管理グループが担当しております。	
その他	コーポレートガバナンス・ガイドラインにおいて株主との建設的な対話に関する基本方針を定め、当社ウェブサイト(www.meiwa.co.jp)に掲載しております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況 更新

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	企業理念及びコーポレートガバナンス・ガイドラインにおいて、株主の皆様を始めとする全てのステークホルダーの権利・立場を尊重することを明記しております。
環境保全活動、CSR活動等の実施	当社は、2002年5月に環境ISO14001を取得し、以降、環境保全活動を継続するとともに、企業を取り巻く社会的責任を果すため、適切なコンプライアンス、リスクマネジメント、内部統制等に取り組んでおります。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	情報開示基本方針を定め社内に周知徹底するとともに、当社ウェブサイト（www.meiwa.co.jp）に掲載しております。

Ⅳ 内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社は、内部統制システムの構築が重要な経営課題であることを認識し、内部統制の整備に関する基本方針を定め、内部統制システムの構築と運用に努めております。

（1）取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
取締役が法令・定款及び企業理念を遵守することが企業経営における最優先事項と位置づけ、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するため、役職員行動規範、コンプライアンス基本規定等を定めております。これに基づきコンプライアンス担当取締役を任命し、当該取締役は、部門責任者を配置し実効性の確保に努めております。取締役がコンプライアンスに関する重要事実を発見した場合は、取締役会に報告するものとしております。また、取締役は、財務報告の適正性を確保するため、虚偽記載並びに誤謬等が生じないよう実効性のある内部統制を構築しております。

（2）取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
文書取扱規定等に基づき、株主総会議事録・取締役会議事録等の重要な文書を適正に保存・管理し、情報処理規定に基づき、電磁的記録についてのセキュリティを確保し、情報の毀損や漏洩を防止しております。また、取締役及び監査役は、業務執行部門が保存・管理する情報を、常時、閲覧・謄写できることとしております。

（3）損失の危険の管理に関する規程その他の体制
取締役は、リスク区分に対応する各管理部門との連携を保ち、社内諸規定を遵守する方策を確保することにより、損失の危険を回避・予防するよう努めております。営業部門は諸規定に基づく権限の範囲内で職務を遂行し、管理部門はリスク管理のための方針・体制・手続等を定め、リスク状況を把握し適切に管理しております。また、監査室はリスク管理の状況を監査し、結果を定期的に社長に報告するとともに、重要事項については取締役会に報告することとしております。

（4）取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
取締役会は、効率的な業務遂行システムを構築し、職務執行の効率化・迅速化を図っております。また、業務運営に関する個別経営課題は、実務的な観点から取締役・本部長等によって構成される経営会議において審議しております。経営に関する重要事項については、経営会議の審議を経て取締役会において職務執行の決定を行っております。

（5）使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
使用人が、法令・定款及び当社の企業理念を遵守し、職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するため、役職員行動規範、コンプライアンス基本規定等を定め、全ての使用人に対し周知徹底しております。使用人がコンプライアンスに関する重要な事実を発見した場合は、業務執行部門の責任者に報告することとしております。また、コンプライアンスに関する報告・相談窓口を設置し、利用者が不利益を蒙らない制度を構築しております。

（6）当社ならびにその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
子会社の管理は、事業投資先管理規定を制定し適切な管理を行っております。子会社の管理責任は事業を所管する本部長が負い、子会社の経営に遺漏のない管理を行っております。子会社には原則として取締役及び監査役を派遣し、当社の意思を経営に反映するとともに監査結果の報告を受けております。監査室は、子会社の内部統制の有効性の監査を実施し、重要な事項については取締役会に報告しております。また、当社の役職員行動規範に準じて、各子会社の特性を踏まえた役職員行動規範を策定し、コンプライアンスの徹底を図っております。

（7）監査役の職務を補助すべき使用人に関する事項
監査役会事務局を設置し、監査役の職務を補助する使用人を設置しております。補助使用人の人選は、監査役の職務遂行上必要な知識・能力を勘案し、取締役が監査役と協議のうえ決定しております。補助使用人の当該職務に関する指揮命令権は監査役に属するものとし、補助使用人の異動・評価・懲戒等の人事事項については、取締役は監査役と事前協議のうえ実施することとしております。

（8）監査役への報告及び報告したことを理由として不利益な取扱いを受けないことを確保するための体制
監査役は、取締役会・経営会議及び全ての会議等に出席し報告を受けることができることとしており、監査役が求める重要な書類・情報については、速やかに提出・報告することとしております。また、監査役は、定期的に代表取締役との意見交換会を開催し、必要に応じて取締役等に事業の報告を求めることができるとともに、子会社の往査、子会社の監査役との連携等を通じて、子会社から報告を受けることができることとしております。なお、当社の取締役及び使用人並びに子会社の役職員は、監査役に報告・相談を行うことができることとしており、報告・相談を行ったことを理由とする不利益な取扱いを禁止しております。

（9）監査役の職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
取締役は、監査役の職務の執行に協力し監査の実効を担保するため、監査費用のための予算措置を行い、監査役の職務の執行に係る費用等の支払いを行います。

（10）その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
取締役は、監査役監査基準に定める監査役監査の重要性・有用性を十分認識し、監査役監査の環境整備を行っております。また、監査役は、監査室、総務・経理部門及び各部門に対して、監査の協力を求めることができることとなっており、会計監査人と情報・意見交換等の緊密な連携を図ることができることとなっております。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力や団体に対して断固たる態度で対応することとし、以下の体制を整備しております。
（1）従業員の反社会的勢力への意識を高めるため、「役職員行動規範」にその旨を定め、周知徹底を図っております。
（2）反社会的勢力との取引を遮断するため寄付や団体加入、図書・出版物の購入については規定を定め、内部監査を実施することにより遵守状況の確認を行なっております。
（3）管轄警察署、特殊暴力防止対策連合会、弁護士等の外部専門機関との緊密な連携のもとに対応することとしております。

Vその他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし

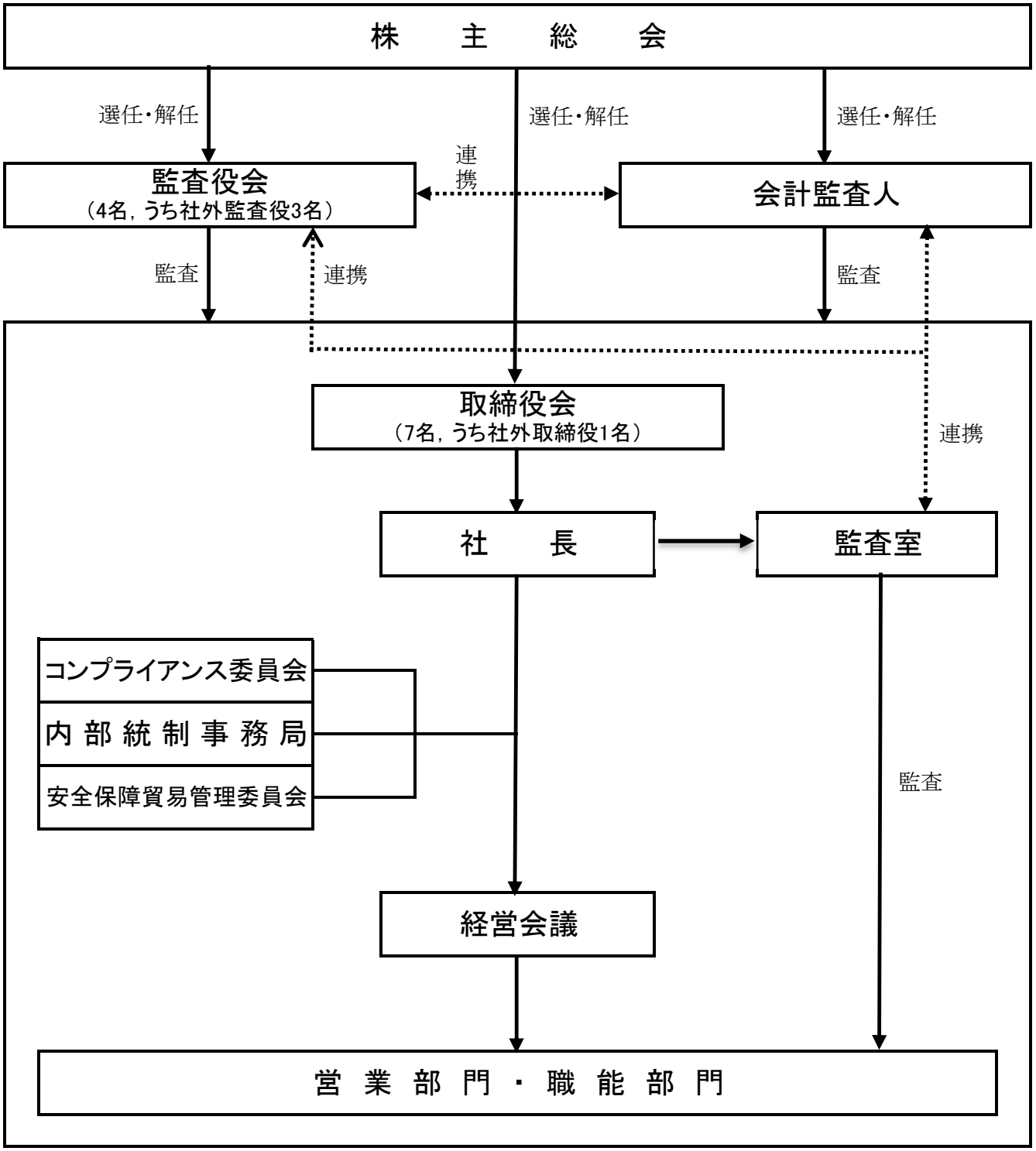
該当項目に関する補足説明

―――

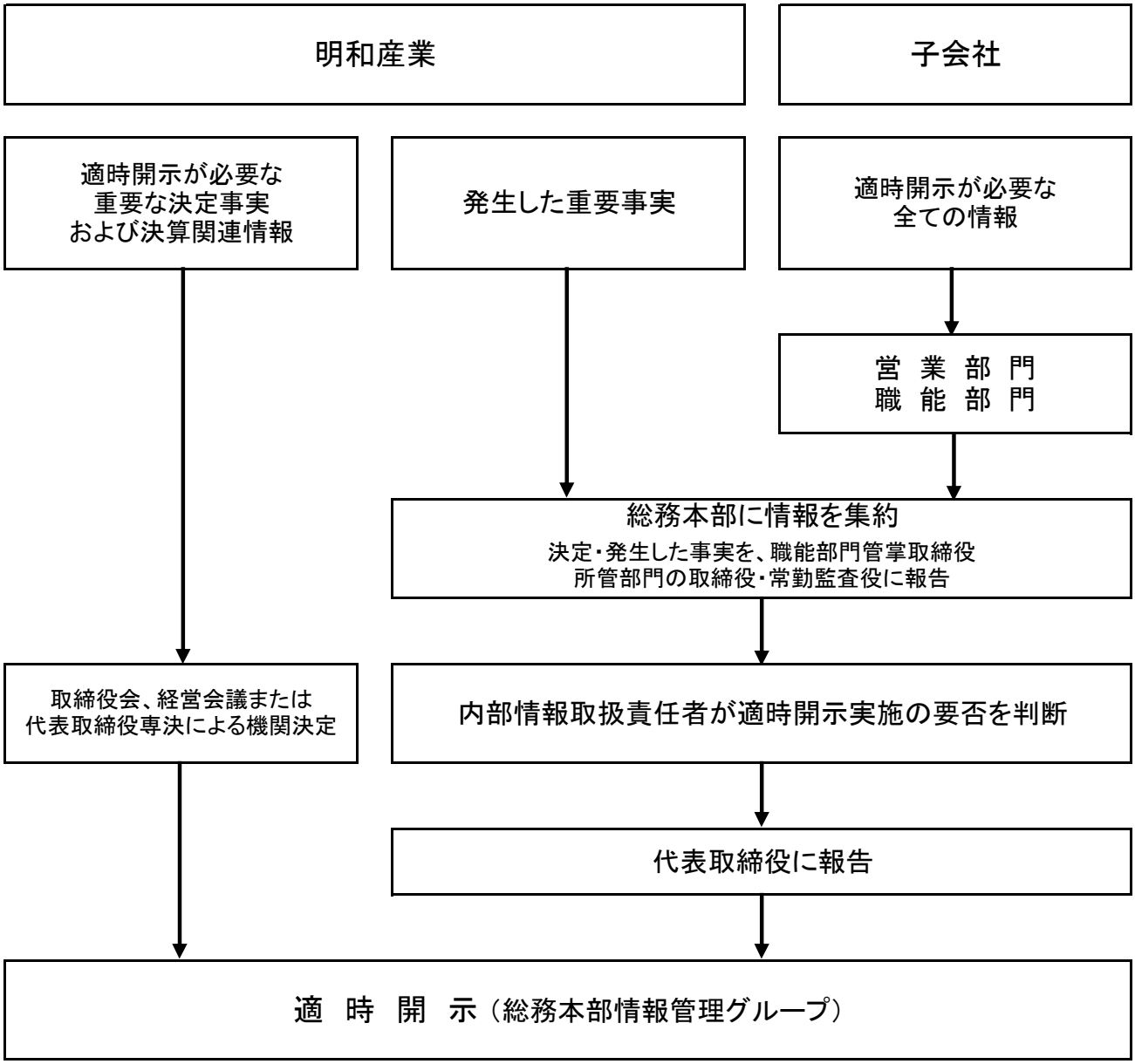
2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

当社は、内部情報管理に関する規定を基に内部情報取扱責任者を設置し、子会社も含めた当社グループの情報管理の一元的管理と適時開示の体制を整え、情報開示に当っては東京証券取引所が定める開示基準を準用して開示項目・内容を明確にするとともに、金融商品取引法その他関連法規ならびに諸通達を遵守して、迅速・正確かつ公正な開示を行うよう定め運用しております。
また、社内におけるチェック機能として、社長直轄の監査室が設置されており、情報開示プロセスを初め内部統制全般について定期的な内部監査を実施しております。

【コーポレートガバナンス体制】



【適時開示体制】


明和産業
子会社
適時開示が必要な
重要な決定事実
および決算関連情報
発生した重要事実
適時開示が必要な
全ての情報
営 業 部 門
職 能 部 門
総務本部に情報を集約
決定・発生した事実を、職能部門管掌取締役
所管部門の取締役・常勤監査役に報告
取締役会、経営会議または
代表取締役専決による機関決定
内部情報取扱責任者が適時開示実施の要否を判断
代表取締役に報告
適 時 開 示（総務本部情報管理グループ）